FAX 022-716-0717

感染症（コロナ）による要介護高齢者に関する問題

令和　2年　4月　22日

ケアマネ 氏　名		市区町村	仙台市　青葉区
連絡先	電話　・　FAX　・　ﾒｰﾙ		
利用者 の状況	要介護度（　2　）	利用している介護サービス	認知症対応型通所介護 訪問介護(介護タクシー) 短期入所生活介護

1　介護サービス停止による介護問題

① 介護サービスが利用できない客観的現状

② 介護が必要だが利用できず生活に困っている現状。（緊急性や介護の重さなどをできるだけ詳しく）

①

利用者は要介護２で週３回人工透析を受けている。4/20 に看護小規模多機能施設[redacted]の介護職員が新型コロナウイルスに感染している事がわかった。利用者が利用していたのは併設施設の認知症対応型通所介護と短期入所生活介護であるが、感染拡大予防のために 4/28 まで事業所は事業の最小化を図るとして実質的にはサービスは利用できなくなった。また、介護タクシーについても感染予防のため利用を控えてほしいと言われ、利用ができなくなった。

このまま感染者がでなければ 4/29 以降は通常営業に戻る見込みにはなっている。

②

認知症もあって、昼夜家から出てしまう、時間がわからず不安になる、失禁するなどもあり、常に誰かが見ている必要があったが（誰かがいて声掛けすれば安心して過ごせる）、介護サービスが受けれないことで家族が仕事に出れなくなる、自宅で入浴をさせなければいけない、透析の送迎をしなければならなくなる、夜も何度も起きては家族を起こすので家族の休む間がないといった状態になり、介護負担が重くなっている。

2　その他，要介護高齢者支援に関する問題

家族がいる場合は何とか家族が臨時で対応する事もできるが、利用再開の見込みがあればこそである。見込みがない場合は家族も仕事をしないわけにもいかず、家族全体が立ち行かなくなってしまう。今回は人工透析で通院している病院にも一時入院を相談してみたが、感染の可能性を様子見する期間（5/9 まで）は入院できないし、透析も普段と同じ時間では対応できないとして指定された時間に変更することになってしまった。

「自宅で様子を見る期間」の利用者を支える受け皿が必要ではないか。

2020.04.21.宮城県ケアマネジャー協会

FAX 022-716-0717